⑷　沖縄総合事務局における建築工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す「同種工事」の施工実績を有すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記１）～３）の施工実績にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

当該実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体有資格業者は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

２）経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

３）特定ＪＶの代表者は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋐の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成18年４月１日以降に、次に掲げる㋑の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

㋐　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者に求める「同種工事」は、次の①～④の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）10,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室、研究室（実験室は除く）の合計面積が過半（5,000㎡）を超えるもの

②　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

③　階数　地上５階以上

④　工事内容　新築工事又は増築工事

ただし、上記①から④までは同一建築物の実績であること。また、②については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。④については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員に求める「同種工事」は、次の①～④の要件を満たす施工実績を有すること。

①　建物規模及び用途　下記ａ）又はｂ）の規模及び用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）3,000㎡以上の建築物において事務室、会議室、研修室、研究室（実験室は除く）の合計面積が過半（1,500㎡）を超えるもの

②　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

③　階数　地上３階以上

④　工事内容　新築工事又は増築工事

ただし、上記①から④までは同一建築物の実績であること。また、②については主要な構造とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。④については躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。

⑹　単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定できる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

１）配置予定技術者は次に示す①、②のいずれかの資格を有する者であること。

①　１級建築施工管理技士又は国土交通大臣若しくは建設大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者。

②　１級建築士の資格を有する者。

２）平成18年４月１日以降に、下記に示す「同種工事」の施工経験を有すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする（下記①～③の施工経験にあげた工事の発注機関は、公共・民間を問わない。共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

当該工事の経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、配置予定技術者が、評価対象期間（平成18年度～令和２年度）に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（評価対象期間）を延長する。（詳細は入札説明書による。）

①　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

②　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

③　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋐に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、平成18年４月１日以降に、上記⑸㋑に掲げる工事を元請けとして完成・引渡しが完了した経験を有する者であること。

３）配置予定の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。

５）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

６）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑺　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの構成員においては、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。